

素敵な教職員の皆さんに、ONとOFFのスマートスタイルについてお聞きしていきます。

リレーでつなぐ ワーク・ライフ・バランス

work life balance

vol.11

総務部長
戸部 信幸
ON style

略歴
東京大学教養学部学生課採用
文部科学省、高知大学、国立科学博物館、電気通信大学などで勤務



私は、昨年の4月1日に東京から2度目の単身赴任にて富山大学に参りました。妻は同僚でしたので今でも大学で学生相談等の仕事をしています。それに、今年大学生となった娘が一人おります。

一度目の単身赴任は、高知大学で、総務課の仕事をして2年程いたしました。ちょうど、高知大学と高知医科大学の統合に係る業務を担当していましたので、文部省への協議のため月に一度は上京するような日々でありました。その頃、娘は4・5歳だったので、妻はまさに職場の理解と制度によって子育ての支援を受けていたと思います。

私の最初の勤務は、大学の学生課でしたので学生へのアパートの紹介やアルバイトの斡旋等の業務を行ってまいりました。学生と接する業務であったため、時には同年代の若者として楽しみを共有しあったり、ある時は社会人として上から目線で叱咤・激励したりして過ごしたことを覚えております。その後、文部省(文部科学省)に転任し、総務・人事系の業務に携わって参りました。

ワーク・ライフ・バランスは、仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を実現することを目指すものです。それは、係わりを持つすべての人の理解と支援制度によって達成できるものと思われまます。女性が持っている能力をフルに発揮するためには女性自身がしっかりとキャリアパスを形成し、また、特に人を育てる業務等に携わる者にとっては、女性活躍という大きな基盤を形成するためにも、女性管理職員の登用が重要なキーワードとなるのではないのでしょうか。

今までは、職場において担当係を2・3年で異動したり、人事交流のための職場の異動においても、女性の異動は少なかった現状があります。われわれのような業務を担当しているものは組織化がなされており、どうしても上司と部下の関係があります。上司になるためにはいろいろな職務や職場を経験することにより、上司として決断を下さなければならない判断能力が求められることとなります。

また、これからの管理職の資質として、女性ならではのきめ細かさであったり、気配りや配慮が必要となってくることでしょう。

指導的地位に占める女性の割合についての数値目標の設定など、昨今社会環境に変化が生じつつあり、富山大学教職員においても今後の働き方に変化が生じる可能性があります。そこで、ここ最近の国立大学協会や本学の取り組みについて以下のとおり報告いたします。

国立大学の取り組み

国立大学協会において、平成23年2月に「国立大学における男女共同参画の推進についてアクションプラン」を策定。
国立大学の女性教員比率を20%以上に引き上げることを目指しつつ、少

なくとも平成27年までに17%以上(各大学において1年で1%以上)に引き上げることを目標としています。

また、平成28年4月までに新たに取組む内容として

- ①役員について
各国立大学法人等に女性役員を1人以上登用する。
- ②管理職について
管理職に占める女性の割合(H26.4.1時点)が5%未満の法人は5%に、5%以上10%未満の法人は10%に、10%以上13%の法人は13%に、13%以上は現状維持とする。

本学においては、平成27年4月1日時点において、教育担当理事として神川康子氏を初の女性理事として役員に登用しております。管理職に占める女性の割合は、7.8%なので10%を目標として取り組んでいるところであります。

朝方勤務を試行的に導入

平成27年2月12日内閣総理大臣施政方針演説において、昼が長い夏は朝早くから働き、夕方からは家族友人との時間を楽しむという、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開することの方針が示されました。

これを受け、文部科学省大臣官房長通知「夏の生活スタイル変革」があり、本学においても、「朝方労働」を、以下のとおり試行的に実施します。

- 対象職員 課に所属する事務系職員、教室系技術職員及び技能系職員
- 実施期間 平成27年7月及び8月

- ①通常勤務労働時間・休憩時間
始業時刻 午前8時30分 終業時刻 午後5時15分
休憩時間 正午から午後1時00分
- ②朝方勤務労働時間・休憩時間
始業時刻 午前7時30分 終業時刻 午後4時15分
休憩時間 正午から午後1時00分

- ③男女共同参画事業の推進
平成27年4月から総務部に参事が配置され、男女共同参画推進室の業務などを担当しています。これにより、事務的なサポート体制が一層充実しました。

男女共同参画事業の推進

平成27年4月から総務部に参事が配置され、男女共同参画推進室の業務などを担当しています。これにより、事務的なサポート体制が一層充実しました。

富山大学へ赴任して、昨年は県内の名勝を中心に週末を利用して車にて散策しました。今年は、富山の祭りを中心に散策したいと考えております。赴任の際に購入した「富山県地図」に、私の富山県内の足跡として記録しております。



OFF style



富山大学男女共同参画推進室

News Letter

Office for gender equality, University of Toyama

TOPICS

- 新メンバーの紹介 ■活動報告 ■お知らせ
- 今注目の言葉 ■ワーク・ライフ・バランス
- 数字で見る富山大学のいろいろ

2015.6
第11号



「愛・思いやり」です
チューリップの花言葉は



男女共同参画推進委員会 新メンバーの紹介



男女共同参画推進委員会新メンバー

平成27年度ワーキンググループ

ニュースレター WG

- 戸部 信幸 (総務部長)
- 神山 智美 (経済学部准教授)
- 富銘 一文 (和漢医薬学総合研究所准教授)
- 米川 覚 (芸術文化学部講師)

ワークショップ事業 WG

- 藤本 孝子 (人間発達科学部准教授)
- 清水 邦浩 (医薬系事務部医薬系総務課課長補佐)

数値管理 WG

- 澤田 哲生 (人文学部准教授)
- 増田 健一 (大学院理工学研究所(工学)講師)
- 飯野のみ子 (理学部総務課課長補佐)

アンケート WG

- 高倉 恭子 (大学院医学薬学研究部(医学)准教授)
- 田淵 明子 (大学院医学薬学研究部(薬学)准教授)
- 室 智子 (芸術文化学部総務課課長補佐)

数字で見る富山大学のいろいろ

富山大学の女性教員比率の推移

右のグラフは、富山大学全教員に占める女性教員比率と積算根拠となる女性教員数、教員総数を示しています。平成17年度(10月1日現在)以降、着実に女性教員の比率は上昇傾向にあります。3大学統合後10年目となる平成27年度(5月1日)では、教員総数がこれまでで最も少ない数となりました。本学では、平成20-22年度文部科学省「女性研究者支援モデル育成」事業を経て、その後も女性研究者を包括的に支援する環境整備が行われてきました。今後も、継続的な事業の取組と推移の可視化を通じて、女性研究者比率の上昇が期待されます。



編集後記

今号は、新執行部に初の女性理事が誕生し、本推進室長に市田学長補佐を迎えた第1号の刊行です。今後は、女性管理職員の登用やワーク・ライフ・バランスなどの施策についての報告ができればと考えています。また、今回から「その意味知っている?」のコーナーに4コマ漫画を取り入れて紹介していくこととなりました。キャラクター名を公募いたしますので、男女共同参画推進室まで奮ってご応募下さい。

富山大学男女共同参画推進室News Letter編集メンバー
戸部信幸 神山智美 市田路子 呉人 恵 東田千尋 南村有輝子 須藤梨沙

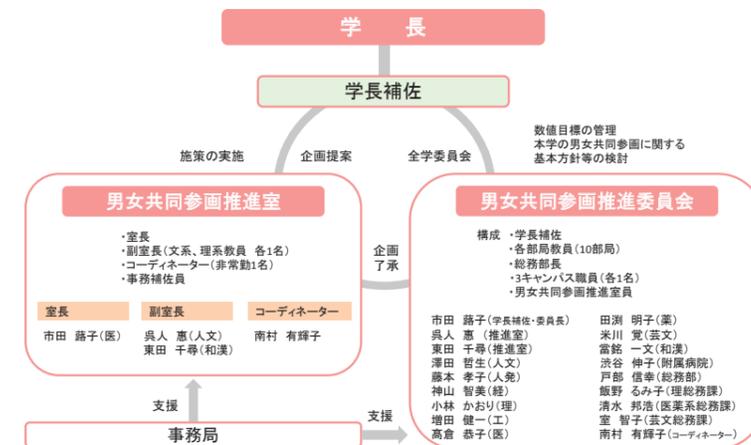
発行 富山大学男女共同参画推進室

〒930-8555 富山市五福3190
E-mail smart@ctg.u-toyama.ac.jp
TEL 076-445-6146 / FAX 076-445-6063
URL http://www3.u-toyama.ac.jp/kyodoss/



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の廃へリサイクルできます。

平成27年4月から市田路子先生(医学部)が学長補佐並びに推進室長に就任しました。男女共同参画推進委員会は、新委員長(新室長)の下、新任メンバー7名を迎え、18名の委員でスタートしました。今年度の新しい取組みとして、4つのワーキンググループ(WG)を作り、委員にWGを中心とした学内の男女共同参画推進にご活躍いただきます。



富山大学男女共同参画推進体制

生まれ変わりました!
SMARTな集い
 ■開催日時:平成27年6月17日(水)
 12:00~13:00
 ■会場:五福キャンパス
 オープンカフェ「AZAMI」



男女共同参画推進室では、男女共同参画に関して、教員・職員・学生がそれぞれの立場で日々感じていることを自由に話し合う機会として、毎月20日前後に「SMARTな集い」を開催しています。

第74回の「SMARTな集い」は、研究者5名、職員1名、学生5名、推進室スタッフ5名の計16名が参加する、賑やかな会となりました。

今年度からのSMARTな集いは、「学生×教員×リアル」というテーマを掲げ、学生が研究者の方に研究や研究者としてのリアルについて自由に質問できる機会とすることになりました。また、交流を通じて、教育研究を支える研究者、研究者を目指す学生、研究者と学生をサポートする職員、それぞれが違う立場からお互いを理解し合うことを目的としています。

今回は、人文学部の澤田哲生先生、呉人恵先生にゲスト研究者として参加していただき、学生の質問に答えていただきました。大学教育支援センターの支援の下、UD活動を行っているUD Matesの5名の学生が参加してくれました。人間発達科学部、経済学部、理学部、工学部、と学部も様々で、研究者を目指す学生からは、大学院に進学する時のラボ選択についてなど具体的な相談があり、真剣に耳を傾けていました。また、教育担当理事の神川康子先生も参加され、学生に対し熱心にアドバイスする場面も見受けられました。

今回は、推進室HP、学内掲示板などでお知らせいたします。皆様のご参加をお待ちしております。



お知らせ

平成27年度研究サポーター制度
 前期利用者決定

～前期採択者は13名(女性6名、男性7名)～

研究サポーター制度は、平成21年度に女性研究者の教育・研究活動の環境整備の一環として開始しました。当初は全て育児が理由の申請でしたが、今年度は全体の約3割は介護が理由の申請でした。昨年度からは、年2回の公募に加え、突発的な理由で支援が必要になった場合にも申請が可能になりました。

ベビーシッター・休日保育利用料補助制度

教育・研究・入試業務と育児の両立を図るために通常保育以外を利用した教職員に、助成を行っています。

この制度は、事前申請・立替払いによる支援です。利用者を随時募集しておりますので、詳しくは下記URLをご覧ください。

http://www3.u-toyama.ac.jp/kyodoss/seido_b.html

煌めく女性リーダー塾

～第3期塾生を推薦しました～

富山県主催の、元気とやま働く女性ネットワーク「煌めく女性リーダー塾(第3期)」が開講されます。これは、県内企業等における女性の活躍を推進し、リーダーを目指す女性社員等の相互交流と自己研鑽を図るための事業です。本学からは、3人目となる塾生に人事企画課係長 坂本品奈さんを推薦しました。

夏季学童保育
 今年も富山大学主催の
 夏季学童保育を行います

皆様のご協力のお蔭で、昨年はのべ400人を超える参加児童の受入れを順調に行うことができました。

今年も、参加を希望される方は、申込受付期間内にお申込み下さい。詳しい内容については、学内グループウェアや学部等を通じてご案内いたします。皆様のお申込みをお待ちしております。

- 開催日: 平日の8日間 五福キャンパス 7月27日(月)～8月5日(水)
- 平日の10日間 杉谷キャンパス 7月27日(月)～8月7日(金)
- 会場: 五福キャンパス黒田講堂会議室
 杉谷キャンパス医学部看護学科棟3F会議室

- 申込受付期間: 7月6日(月)～7月10日(金)
- 申込先: 下記メールにて受け付けております。
 E-mail gakudo@ctg.u-toyama.ac.jp



活動報告
 平成27年度 男女共同参画チーフ・オフィサー(CGEO)設置の継続申請をしました

本学は、平成25年度から、富山県からの委嘱を受けて男女共同参画チーフ・オフィサー(CGEO)を設置しています。本年度は市田学長補佐がCGEOに就任されます。

チーフ・オフィサーになると、

- ・チーフ・オフィサーを対象に、「経営と男女共同参画」をテーマにした講演会が、年2回開催されます。
- ・男女共同参画に関する先進事例等が、年3回ニュースレターにて届けられます。
- ・県男女参画・県民協働課HPのCGEO一覧に掲載されます。
- ・今年度より、「女性活躍推進アドバイザー派遣事業」が実施されます。

サンフォルテ フェスティバル2015に参加しました

サンフォルテ フェスティバル実行委員会主催による男女共同参画週間Duoのつどいに参加し、下記のとおり展示を行いました。

- 展示期間: 平成27年6月27日(土)～7月3日(金)
- 場所: 富山県民共生センター
 サンフォルテ1階エントランス
- タイトル: 「富山大学の新たなマネジメント体制と男女共同参画」

男女共同参画推進シンポジウム
 「世界で活躍する人のための
 男女共同参画の推進」

- 開催日: 平成27年6月29日(月)
- 会場: 五福キャンパス 共通教育棟 D11
 杉谷キャンパス 看護学科棟 11講義室
 高岡キャンパス H棟 CALL教室



藤江陽子氏(文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長)による特別講演「高等教育における男女共同参画の推進」、市田路子学長補佐による基調講演「富山大学における女性研究者支援と男女共同参画の取組み」、総合討論「富山大学における男女共同参画の今後の展望」が行われました。

	知	そ	今
	つ	の	注
	て	意	目
	る	味	の
	?		こ
			と
			ば

第4回 マタハラ
 (マタニティ・ハラスメント)

マタハラとは、働く女性が妊娠・出産などをきっかけに、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、降格や解雇、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。最高裁は2014年10月、「妊娠や出産を理由にした職場での降格は原則違法」との判決を下した。

来るべき大介護時代には「介護休暇・休業」を取得する人が増えることが予想されている。もはや「出産休暇」「育児休業」等で壁にぶち当たっている場合ではない。

